

第90期 中間決算公告

平成23年12月26日

大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社 池田泉州銀行
取締役頭取兼CEO 服部盛隆

中間貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	109,013	預 金	4,354,242
買入金銭債権	1,039	譲渡性預金	24,800
商品有価証券	44	債券貸借取引受入担保金	185,506
金銭の信託	18,775	借 用 金	59,086
有 価 証 券	1,205,314	外 国 為 替	439
貸 出 金	3,461,785	社 債	43,000
外 国 為 替	6,310	そ の 他 負 債	29,856
そ の 他 資 産	29,505	未 払 法 人 税 等	270
有 形 固 定 資 産	37,610	リ ー ス 債 務	945
無 形 固 定 資 産	6,811	資 産 除 去 債 務	162
繰 延 税 金 資 産	37,050	そ の 他 の 負 債	28,477
支 払 承 諾 見 返	22,151	賞 与 引 当 金	1,643
貸 倒 引 当 金	△36,181	退 職 給 付 引 当 金	4,446
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	363
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	316
		ポ イ ン ト 引 当 金	49
		統 合 関 連 損 失 引 当 金	1,418
		偶 発 損 失 引 当 金	483
		支 払 承 諾	22,151
		負 債 の 部 合 計	4,727,803
		(純資産の部)	
		資 本 金	50,710
		資 本 剰 余 金	104,361
		資 本 準 備 金	11,082
		そ の 他 資 本 剰 余 金	93,278
		利 益 剰 余 金	22,874
		利 益 準 備 金	2,411
		そ の 他 利 益 剰 余 金	20,463
		繰 越 利 益 剰 余 金	20,463
		株 主 資 本 合 計	177,946
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△6,517
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△6,518
		純 資 産 の 部 合 計	171,428
資 産 の 部 合 計	4,899,232	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,899,232

中間損益計算書 { 平成23年4月 1日から
平成23年9月30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		52,123
資 金 運 用 収 益	35,999	
(うち貸出金利息)	(29,713)	
(うち有価証券利息配当金)	(6,207)	
役 務 取 引 等 収 益	6,503	
そ の 他 業 務 収 益	8,179	
そ の 他 経 常 収 益	1,440	
経 常 費 用		49,176
資 金 調 達 費 用	5,805	
(うち預金利息)	(4,341)	
役 務 取 引 等 費 用	4,976	
そ の 他 業 務 費 用	1,034	
営 業 経 費	26,328	
そ の 他 経 常 費 用	11,032	
経 常 利 益		2,946
特 別 利 益		38
特 別 損 失		212
税引前中間純利益		2,772
法人税、住民税及び事業税	42	
法人税等調整額	△813	
法人税等合計		△770
中 間 純 利 益		3,543

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については中間決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は58,764百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異（9,894百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(追加情報)

当中間期において、当行の退職給付制度の改訂が行われ、平成23年10月1日に制度統合いたしました。このため、当中間期末において、制度統合したものとして会計処理を行い、前払年金費用と退職給付引当金を相殺して表示しております。なお、相殺する前に比べ、前払年金費用と退職給付引当金は、それぞれ2,220百万円減少しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支払見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 統合関連損失引当金

統合関連損失引当金は、システム統合に伴い将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 5,160百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,918百万円、延滞債権額は53,669百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は21百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,610百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,220百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,884百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、21,700百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	271,567百万円
その他資産	88百万円

担保資産に対応する債務

預金	10,480百万円
債券貸借取引受入担保金	185,506百万円
借入金	27,430百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券77,060百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,878百万円、保証金は5,291百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、578,326百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が577,995百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 36,831百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金31,500百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は23,491百万円であります。
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、11.03%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益353百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,043百万円、統合関連費用1,943百万円、貸出金償却1,655百万円及び株式等償却1,600百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	48,137	48,793	655
	その他	—	—	—
	小計	48,137	48,793	655
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	389	389	△0
	その他	—	—	—
	小計	389	389	△0
合計		48,526	49,182	655

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,573
関連法人等株式	189
合計	4,762

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照 表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	13,385	10,298	3,087
	債券	674,083	663,185	10,897
	国債	458,224	450,429	7,795
	地方債	58,743	58,036	707
	短期社債	—	—	—
	社債	157,114	154,719	2,395
	その他	240,386	235,377	5,008
	小計	927,854	908,860	18,994
中間貸借対照 表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	38,228	51,195	△12,966
	債券	73,256	73,360	△104
	国債	—	—	—
	地方債	25,641	25,648	△7
	短期社債	—	—	—
	社債	47,614	47,711	△97
	その他	106,351	118,948	△12,597
	小計	217,836	243,504	△25,667
合計		1,145,691	1,152,365	△6,673

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	4,888
組合出資金	1,440
その他	4
合計	6,333

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,595百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	31,192百万円
有価証券評価損	14,764
繰越欠損金	22,528
減価償却費	760
その他有価証券評価差額金	2,994
その他	8,894
繰延税金資産小計	81,134
評価性引当額	△43,518
繰延税金資産合計	37,615
繰延税金負債	
未収配当金益金不算入	△253
その他有価証券評価差額金	△282
その他	△29
繰延税金負債合計	△565
繰延税金資産の純額	37,050百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,583円59銭
1株当たり中間純利益金額	84円73銭

(重要な後発事象)

連結注記表に記載している同項目をご参照ください。